

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和８年度第１四半期分

整理 番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	真空遮断器（平野工場）買入	産業用機器	J F Eエンジニアリング (株)	9,856,000	令和8年4月27日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G30
2	クレーンバケット部品＃１ほか２点（西淀工 場）買入	産業用機器	(株) 福島製作所	3,691,600	令和8年5月13日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G30
3	主蒸気止弁（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	30,008,000	令和8年5月14日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G30
4	ろ布（東淀工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	9,372,000	令和8年5月14日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G30
5	混練機用部品１ほか９点（平野工場）買入	産業用機器	本田鐵工（株）	6,875,000	令和8年5月25日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G30
6	湿式有害ガス除去装置用部品１ほか３８点 （平野工場）買入	産業用機器	倉敷紡績（株）	6,160,000	令和8年5月25日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G30
7	火格子＃１ほか３点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エ ンジニアリング（株）	18,257,800	令和8年6月3日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G30
8	触媒脱硝装置用部品（西淀工場）買入	産業用機器	(株) タクマ	48,213,000	令和8年6月9日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G30
9	シャフトほか７点（西淀工場）買入	産業用機器	(株) タクマ	11,635,800	令和8年6月9日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G30
10	電子式マルチコントローラー（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エ ンジニアリング（株）	4,290,000	令和8年6月10日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G30
11	混練機用部品（平野工場）買入	産業用機器	本田鐵工（株）	1,980,000	令和8年6月11日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	G30

12	混練機用部品 # 1 ほか 9 点（八尾工場）買入	産業用機器	本田鐵工（株）	2,750,000	令和8年6月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
13	駆動車輪ほか 1 1 点（平野工場）買入	産業用機器	富士ホイスト工業（株）	7,150,000	令和8年6月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
14	ボイラー用肉盛り水管パネル 1 ほか 3 点（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	50,263,400	令和8年6月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
15	加熱脱塩素化処理装置用部品 1 ほか 1 0 点（平野工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	27,940,000	令和8年6月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
16	台車ローラ買入（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	6,375,600	令和8年6月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
17	シリンダプロテクタ（舞洲工場）買入	産業用機器	（株）福島製作所	1,912,900	令和8年6月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

真空遮断器（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する真空遮断器は平野工場タービン発電機設備の特別高圧配電系統の主要部品であり、J F Eエンジニアリング株式会社と株式会社明電舎により設計された遮断器である。従って本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

クレーンバケット部品 # 1 ほか 2 点 (西淀工場) 買入

2 契約相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入するクレーンバケット部品 # 1 ほか 2 点は、一般廃棄物の処理において焼却炉にごみを供給するためのじん芥クレーンバケット及び焼却処理を行った焼却灰をトラックに積み込みための灰クレーンバケットの一部品であり株式会社福島製作所独自の技術により設計されたものである。本製品の関連機構との関係は非公開のため他社では知りえず、またクレーンバケット全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは本設備を設計・製作した株式会社福島製作所のみである。したがって、株式会社福島製作所の製品指定を行う。

業者選定理由

本製品は、株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、株式会社福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号 0 6 - 6 4 7 2 - 3 0 0 0)

随意契約理由書

1 案件名称

主蒸気止弁（舞洲工場）買入

2 契約相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入する主蒸気止弁については、カナデビア株式会社設計・施工による舞洲工場ボイラー設備で使用する主要部品であり、同社独自の技術により設計されたものである。本製品の詳細な仕様は他社では知りえず、また、舞洲工場ボイラー設備において本製品を使用するうえで一貫した責任と保証を確保するために同社以外の製品を使用することは不可能である。

業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ布（東淀工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するバグフィルター用ろ布は、カナデビア株式会社製の東淀工場排ガス処理設備の構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、カナデビア株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

混練機用部品 1 ほか 9 点（平野工場）買入

2 契約の相手方

本田鐵工（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する混練機用部品 1 ほか 9 点は、本田鐵工（株）製の捕集灰無害化処理設備である混練機の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能であるため、本田鐵工（株）製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

混練機用部品 1 ほか 9 点は本田鐵工（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

湿式有害ガス除去装置用部品 1 ほか 3 8 点（平野工場）買入

2 契約の相手方

倉敷紡績株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入する湿式有害ガス除去装置用部品 1 ほか 3 8 点は、排ガス洗浄を目的として、倉敷紡績株式会社により開発・設計された湿式有害ガス除去装置の主要構成部品及び倉敷紡績株式会社と本多機工株式会社により開発・設計された湿式有害ガス除去装置用ポンプの主要構成部品である。

本製品の形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、他社では製作が不可能である。また、本製品の取り扱いは倉敷紡績株式会社のみが行っているため、倉敷紡績株式会社製の製品に指定するものである。

業者選定理由

本製品は、倉敷紡績株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3）

随意契約理由書

1 案件名称

火格子 # 1 ほか 3 点（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する火格子 # 1 ほか 3 点は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工した八尾工場の焼却設備を構成する機械設備の一構成部品であり、本部品の詳細寸法や機械設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社の製品を指定する。

（2）業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

触媒脱硝装置用部品（西淀工場）買入

2 契約の相手方

株式会社タマ

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入する触媒脱硝装置用部品は、株式会社タマにおいて独自の技術により設計・施工された触媒脱硝装置の一構成部品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため、株式会社タマ製の製品を指定する。

（2）業者選定理由

本部品は、株式会社タマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって株式会社タマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

（電話番号 06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

シャフトほか7点（西淀工場）買入

2 契約の相手方

株式会社タマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入するシャフトほか7点は株式会社タマにおいて独自の技術により設計・施工された焼却設備の一構成品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため株式会社タマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、株式会社タマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって株式会社タマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

電子式マルチコントローラー（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する電子式マルチコントローラーは、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工した八尾工場焼却設備におけるコントロールセンタ設備の一構成部品である。本製品については部品の詳細仕様や当該設備との関係上、他社においては製作不可能である。したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

混練機用部品（平野工場）買入

2 契約の相手方

本田鐵工株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入する混練機用部品は、本田鐵工株式会社製の捕集灰無害化处理設備である混練機の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能である。したがって、本田鐵工株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

混練機用部品は本田鐵工株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

混練機用部品 # 1 ほか 9 点（八尾工場）買入

2 契約の相手方

本田鐵工株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入する混練機用部品 # 1 ほか 9 点は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化处理設備で使用する本田鐵工株式会社製混練機の専用部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法、関連機構及び捕集灰無害化处理設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。

業者選定理由

本部品は本田鐵工株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

（電話番号 0 7 2 - 9 2 3 - 4 2 2 6）

随意契約理由書

1 案件名称

駆動車輪ほか 11 点 (平野工場) 買入

2 契約の相手方

富士ホイスト工業株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

駆動車輪ほか 11 点は、富士ホイスト工業株式会社製のクレーン設備の主要構成部品であって、当該会社独自の技術により設計製作されたものである。

したがって、本製品は形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用できないため、富士ホイスト工業株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

駆動車輪ほか 11 点は、富士ホイスト工業株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、富士ホイスト工業株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか3点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入するボイラー用肉盛り水管パネル1ほか3点は、カナデビア株式会社設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。本製品の詳細寸法及び関連機構との関係はカナデビア株式会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

加熱脱塩素化处理装置用部品 1 ほか 10 点（平野工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入する加熱脱塩素化处理装置用部品 1 ほか 10 点は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化处理設備で使用しているカナデビア株式会社製加熱脱塩素化处理装置の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

本製品の詳細寸法、仕様は非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能である。したがって、カナデビア株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本製品はカナデビア株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カナデビア株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

台車ローラ（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入する台車ローラは、カナデビア株式会社の設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。本製品の詳細寸法及び関連機構との関係はカナデビア株式会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

シリンダプロテクタ（舞洲工場）買入

2 契約相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入予定のシリンダプロテクタは、粗大クレーンバケットに装備して使用するものである。シリンダプロテクタは、株式会社福島製作所製であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、株式会社福島製作所の製品を指定する。

業者選定理由

本部品は株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、株式会社福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）